当院の施設基準等について

（2025 年 4 月 1 日時点）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局等の関係機関に届出を行っています。

◆　届出事項等

難病指定医療機関（難病指定医）

生活保護法指定医療機関

労災保険指定医療機関

感染症指定医療機関

被爆者一般疾病医療機関

身体障害者福祉法指定医師

◆　運動器リハビリテーション料(Ⅱ)

◆　脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

◆　小児運動器疾患指導管理料

・医療情報取得について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できる医療機関です。

・明細書発行体制等について

当院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に交付しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月から、厚生労働省の指導に従い、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。詳しくは、下記のサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf